

「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の
概要

所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）等の施行に伴い、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）について所要の整備を行うため改正するものです。

○ 所得税法第 93 条（分配時調整外国税相当額控除）関係に係る整備

居住者等が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、その収益の分配に係る収入金額の収入すべき時期の属する年分の所得税の額から控除することを留意的に明らかにする（所基通 93-1）。